

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年12月13日（平成30年（行個）諮問第222号）

答申日：平成31年3月18日（平成30年度（行個）答申第210号）

事件名：本人が特定労働局に行った公益通報に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年7月4日付け厚生労働省発地0704第2号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

「行政文書の管理に関するガイドライン」（内閣府，平成29年12月26日改定）10頁以降，及び59頁以降によれば，国民の権利義務に関する内容は「処理に係る事案が軽微なもの」に当たらないので，文書は作成され，一定の期間保存されなければならない。

しかるところ，開示請求の対象となる文書は，審査請求人ひいては国民の権利義務に関する内容である。

したがって，開示請求の対象となる文書は，作成され，保存されているはずである。

よって，「対象保有個人情報を保有していないため」との理由（開示をしないこととした理由）は事実に反する。

この点，詳細が必要であるならば，あらためて理由を提出する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，平成30年6月13日付けで，処分庁に対して，法13条1項の規定に基づき，本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成30年10月4日付け(同月5日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象個人情報を保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象個人情報の特定について

本件対象個人情報は、平成27年11月29日付けで審査請求人から京都労働局に対し、公益通報がなされ、当該公益通報に係って、同労働局が厚生労働省に対して照会を行った際の文書、書類、資料等及び本件公益通報に係る労働局の対応等について、審査請求人が行った同省への相談記録である。

(2) 本件対象個人情報の保有について

ア 本件においては、①公益通報に関して京都労働局が厚生労働省に疑義照会をした時のやりとりを記載した文書、及び②当時の京都労働局の対応について審査請求人から厚生労働省になされた相談についてのやりとりを記載した文書等を保有していた。

しかしながら、これらの文書は厚生労働省行政文書管理規則(平成23年4月1日厚生労働省訓第20号。以下「文書管理規則」という。)により、保存期間が1年未満と設定されている行政文書であることから本事案への対応が完了後、一定期間保存した後廃棄したものである。また、当該文書以外に作成された行政文書はなく、開示請求時点で行政文書として保有されているものは存在しなかったため、処分庁においては、文書不存在による不開示決定を行ったものである。

イ これらを踏まえると、本事案への対応のために作成・取得された一連の行政文書について、事案対応後、廃棄したという処分庁の説明は、不自然といえるものではない。

ウ なお、本件審査請求を受け、諮問庁として、改めて処分庁に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

(3) 原処分の妥当性について

原処分における不開示決定の経緯は上記(2)のとおりであり、これについて不自然・不合理な点はなく、諮問庁としては、原処分は妥当であると判断するものである。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の趣旨及び理由として、種々主張しているが、

本件対象保有個人情報の保有については上記（２）のとおりであり，審査請求人の主張は，本件対象個人情報の不開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり，本件審査請求については，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成30年12月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年2月28日 審議
- ④ 同年3月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報である。処分庁は，本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行い，諮問庁も原処分は妥当としているので，以下，本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は，本件対象保有個人情報の保有の有無について，理由説明書（上記第3の3（2））の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると，おおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が平成27年特定月日に京都労働局に公益通報を行ったことに関して，厚生労働省では，①公益通報に関して京都労働局が厚生労働省（大臣官房地方課）に疑義照会をした時のやり取りを記載した文書，及び②当時の京都労働局の対応について審査請求人から厚生労働省（大臣官房地方課等複数課室）になされた苦情，照会，相談等についてのやり取りを記載した文書等を保有していたと考えられる。

イ 文書管理規則15条1項では，文書管理者は保存期間表を定めることとされ，また，同条6項では，保存期間の設定において，同項各号のいずれかに該当する文書は，保存期間を1年未満と設定することができる。上記①及び②の文書は，同項4号に定める「厚生労働省の所掌事務に関する事実関係についての問合せへの応答」に該当するものであり，各文書管理者において，保存期間1年未満の文書として取り扱われている。

ウ また，上記①の文書については，京都労働局における公益通報自体の処理が終了し，上記②の文書については，審査請求人から厚生労働

省への苦情，照会，相談等への対応が終了した後，一定期間保存した後に，廃棄したものと考えられる。

エ 上記①及び②の文書以外に作成された行政文書はなく，開示請求時点で行政文書として保有されているものは存在しなかったため，処分庁においては，保有個人情報不存在による不開示決定を行ったものである。

オ なお，本件審査請求を受け，諮問庁として，改めて処分庁に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが，地方課等関係課室において，該当する文書は保有していないことを改めて確認している。

カ 原処分における不開示決定の経緯は上記アないしオのとおりであり，これについて不自然・不合理な点はなく，諮問庁としては，原処分は妥当であると判断するものである。

(2) 当審査会において，諮問庁から文書管理規則の提示を受け，確認したところ，諮問庁の説明のとおり条文が記載されていることが認められ，厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は，法令等に基づくものであり，不自然，不合理であるとは認められず，これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって，厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件不開示決定通知書には，不開示とした理由について，「保有していない」旨記載されているところ，一般に，保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定に際しては，単に保有個人情報を保有していないという事実を示すだけでは足りず，保有個人情報が記録された行政文書を作成又は取得していないのか，あるいは作成又は取得した後に，廃棄したのかなど，なぜ当該保有個人情報が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって，原処分における理由付記は，行政手続法8条1項の趣旨に照らし，適切さを欠くものであり，処分庁においては，今後の対応において，上記の点について留意すべきである。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，厚生労働省において本件対象保有個

人情報を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。
(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別紙

本人から京都労働局への平成27年特定月日付け公益通報に関連して厚生労働省が保有する文書・書類・資料など一式

ただし、上記公益通報に係る、京都労働局の対応及び同局職員の本人に対する対応などについての、本人が行った厚生労働省への相談に関して、厚生労働省ないし厚生労働省担当者と、関連部局（京都労働局などを含む）及びその職員並びに本人との間のやり取りの記録、聞き取りをした記録、及び電子メールなどを含む。